≪沿革≫

戦後、国の政策による食糧増産政策に沿って、耕地整理、土地改良事業の啓発及び推進を図るため、昭和３年に本会の前身である「岩手県耕地協会」が設立されました。

その後、土地改良法の制定に伴い、昭和27年「岩手県土地改良協会」に改称し、昭和32年の同法改正を受け、昭和33年４月25日に「岩手県土地改良事業団体連合会」として設立認可(農林省指令33農地第1469号)をされ、今日に至っております。

≪目的≫

会員の行う土地改良事業に関する技術的指導・支援、教育・情報提供、調査・研究等によって土地改良事業の適切な実施と会員の効率的な運営の確保を図ることを目的としております。また、国・県の行う事業に対する協力も行っております。

≪性格≫

土地改良事業団体連合会(以下「連合会」)は、その名称が示すように、土地改良事業を行う団体(市町村・ 土地改良区等)の協同組織(連合会)として「土地改良法」に基づき設立された団体です。

土地改良事業を行う事業主体では、事務・技術職員を充実させ、事業促進及び運営に必要な情報資料の収集、予算の確保、土地改良施設の維持管理など多岐に亘る業務執行が求められます。

これらの複雑化する問題を解決するために、土地改良事業施行団体が、自らの協同組織として設立した団体です。

連合会は、土地改良法により法人とされており、その目的や業務内容、組織形態等から広義の公法人とされており、税法上も非課税団体となっています。

≪会員の状況≫

県内全ての市町村と土地改良区が加入しています※。

※県内の市町村数：３３、県内の土地改良区数：４３（R3.4.1）

≪ 目 次 ≫

≪業務の概要≫

１　複式簿記会計の導入と定着に向けた支援について・・・・Ｐ１

２　会計指導員が行う指導監査について・・・・・・・・・・Ｐ２

３　適正化事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

４　ほ場整備事業調査計画業務について・・・・・・・・・・Ｐ５

５　換地・確定測量について・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７

６　ため池調査・氾濫解析業務について・・・・・・・・・・P10

７　ため池ハザードマップ作成業務について・・・・・・・・P11

８　ため池廃止計画業務について・・・・・・・・・・・・・P12

９　災害支援業務について・・・・・・・・・・・・・・・・P13

10　農業集落排水事業について・・・・・・・・・・・・・・P15

11　多面的機能支払交付金について・・・・・・・・・・・・P17

12　小水力等再生可能エネルギーについて・・・・・・・・・P20

13　ＵＡＶ（ドローン）の活用について・・・・・・・・・・P21

14　水土里情報システムについて・・・・・・・・・・・・・P23

≪組織の概要≫

組織図と各課・室の業務概要について・・・・・・・・・・・P27

業務登録及び資格取得状況について・・・・・・・・・・・・P28